破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第６号
千葉県袖ケ浦市蔵波2964番地17
破産者　古屋　仁美（旧姓佐竹）
１　決定年月日　平成23年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第２１号
千葉県富津市大堀３丁目10番地６　レストハイツＡ―102
破産者　小泉　芳広
１　決定年月日　平成23年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第５２５号
仙台市青葉区二日町15番７―601号
破産者　和泉田亜紀
１　決定年月日　平成23年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３１７０号
名古屋市中村区則武１丁目７番13号　Ｔ’ｓＤＲＥＡＭ502号
破産者　奥村　政晴
１　決定年月日　平成23年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３３６号
愛知県春日井市下市場町３丁目３番地13
破産者　瀬川佳代子こと瀬川有希こと　文　佳代子
１　決定年月日　平成23年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０８４号
愛知県大府市追分町５丁目136番地　ＹＫヒル203号
破産者　吉村　浩一
１　決定年月日　平成23年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１９３号
愛知県春日井市大手町２丁目８番地１　エルセリート大手301号
破産者　谷口　圭介
１　決定年月日　平成23年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２０４号
愛知県春日井市勝川町２丁目12番地13　フォレスト勝川403号
破産者　長谷川一哉
１　決定年月日　平成23年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３７９号
三重県四日市市曽井町931番地
破産者　川村　　勝
１　決定年月日　平成23年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５８２号
三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿1387番地１、開始決定時の住所滋賀県高島市安曇川町西万木27番地２
破産者　齋藤真理雄
１　決定年月日　平成23年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５０号
滋賀県守山市洲本町1496番地
破産者　新道　武雄
１　決定年月日　平成23年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２３５号
滋賀県湖南市菩提寺北３丁目２番12号
破産者　諸木　悠里
１　決定年月日　平成23年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４１９号
神戸市東灘区住吉山手４丁目６番41号　テラス御影205号、従前の住所兵庫県加古郡播磨町東本荘１丁目５番５号
破産者　ホンジョースポーツこと　大村　正子
１　決定年月日　平成23年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５５０号
神戸市須磨区西落合４丁目１番230―202号
破産者　松下　好宏
１　決定年月日　平成23年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５６０号
神戸市中央区港島中町３丁目２番地の１ポートアイランド団地61棟903号
破産者　弓削　佳広（旧姓団）
１　決定年月日　平成23年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６５５号
神戸市須磨区南町３丁目２番24号
破産者　榎建設工業こと　榎　　浩二
１　決定年月日　平成23年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４４４号
大分市三川下１丁目３番20号
破産者　柏原　國臣（旧姓梅村）
１　決定年月日　平成23年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第６８４号
札幌市北区北22条西４丁目２番27号
破産者　杉本　春幸
１　決定年月日　平成23年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３１９号
札幌市手稲区星置１条１丁目17番８号
破産者　川原　純子
１　決定年月日　平成23年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部